

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

最低賃金引上げ支援

業務改善 助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成27年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

①最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	●上限額は100万円
②10人以上（時間給等800円未満）の賃金額を60円以上引き上げた場合	●10～14人引き上げた場合の上限額は130万円 ●15～19人引き上げた場合の上限額は140万円 ●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

富山県最低賃金総合相談支援センター

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F

☎ 0120-311-615（電話相談センター）



お問い合わせ・申請先

富山労働局労働基準部賃金室

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎

TEL.076-432-2735